法務省 MINISTRY OF JUSTICE

知っておこう！

性犯罪についての法律ってどんなもの？

そんなことはありません！

例えば、「暴行」、「脅迫」、「障害」や、「虐待」、「フリーズ状態※1」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、**「イヤ」をつらぬくこと**が難しい状況で、

性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や**「不同意性交等罪」**という犯罪の被害です！

このような状況ではなくても、**13歳未満（12歳以下）**の人が性的な行為をされた場合、あるいは、

13歳以上16歳未満（15歳以下）の人が、**5歳以上年上**の人に性的な行為をされた場合は、

イヤかどうかにかかわらず、**「不同意わいせつ罪」**や**「不同意性交等罪」**の被害です。

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

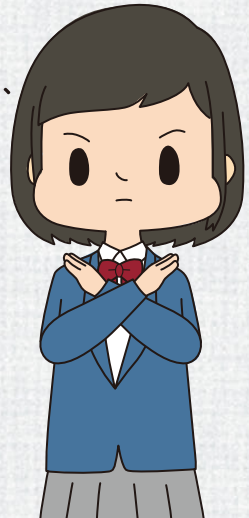

※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態

そのほかにも・・・法律が改正されて、新しい規定ができました。

くわしくは法務省HPへ

性的な部位や下着が写っている写真や動画を、

例えば
- 盗撮された場合
- 「イヤ」と言ったのに無理やり撮影されたり、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合

は、「**撮影罪**」という犯罪の被害です。
また、撮影される人が16歳未満の場合※2は、その人がイヤかどうかにかかわらず、「撮影罪」の被害です。

駅のエスカレーターで…

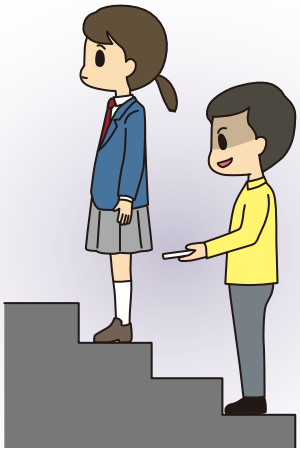

下着を盗撮された…

部活動の先輩たちに・・・

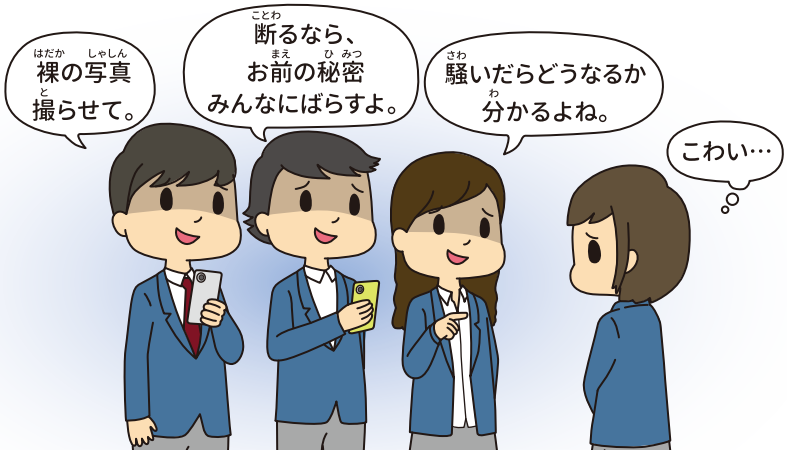

裸の写真を撮られてしまった…

16歳未満の人※2に、

例えば
- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと
- 自分の性的な写真や動画をとって送信するように要求すること

も、「**面会要求等罪**」という犯罪です。

※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上年上の人が行ったとき。

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかもと思った場合は迷わず相談してください

人権相談（法務局）

- こどもの人権110番
  無料 ☎0120-007-110
- SNS（LINE）人権相談
- こどもの人権SOSミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

平日 午前8時30分 ～ 午後5時15分

性犯罪被害相談（警察）

無料 ☎#8103（ハートさん） ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口（文部科学省）

- 子供のSOSの相談窓口
- 24時間子供SOSダイヤル

無料 ☎0120-0-78310（なやみ言おう） ※24時間受付

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

無料 ☎#8891（はやくワンストップ） ※24時間受付

性暴力に関するSNS相談（チャット）

「Cure time（キュアタイム）」
※毎日17時～21時受付

親子のための相談LINE

※お住まいの地域によって受付時間が異なります。

児童相談所虐待対応ダイヤル

無料 ☎189（いちはやく） ※24時間受付